令和8年 4月23日

保護者の皆様へ

園長　　木暮　恵

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	248,408	248,408	309,738	308,498	311,148	310,038	312,768	311,148	311,148	314,478	311,148	327,048
		3歳児	248,408	248,408	246,998	245,758	248,408	247,298	250,028	248,408	248,408	251,738	248,408	264,308
		4歳以上児	227,438	227,438	226,028	224,788	227,438	226,328	229,058	227,438	227,438	230,768	227,438	243,338
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	261,340	261,340	261,340	261,230	261,060	260,740	260,970	260,970	260,900	261,570	260,970	273,320
	短時間		252,850	252,850	252,850	252,740	252,570	252,250	252,480	252,480	252,410	253,080	252,480	264,830
	標準時間	1･2歳児	180,110	180,110	180,110	180,000	179,830	179,510	179,740	179,740	179,670	180,340	179,740	192,090
	短時間		171,620	171,620	171,620	171,510	171,340	171,020	171,250	171,250	171,180	171,850	171,250	183,600
	標準時間	3歳児	113,330	113,330	113,330	113,220	113,050	112,730	112,960	112,960	112,890	113,560	112,960	125,310
	短時間		104,780	104,780	104,780	104,670	104,500	104,180	104,410	104,410	104,340	105,010	104,410	116,760
	標準時間	4歳以上児	93,220	93,220	93,220	93,110	92,940	92,620	92,850	92,850	92,780	93,450	92,850	105,200
	短時間		84,720	84,720	84,720	84,610	84,440	84,120	84,350	84,350	84,280	84,950	84,350	96,700

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,160	4,900	4,900	4,410	4,900	4,650	4,410	4,650
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900